

05

知識

お金と賢くつきあっていくために ～自分自身の信用情報について確認してみよう～

これまで信用情報の定義や内容、そして信用情報機関について説明してきた。繰り返しになるが、信用情報とはあなたがクレジットやローンなどのサービスを受けられるか否か、その「信用力」を判断される唯一の情報であり、信用情報が保管されている場所が信用情報機関である。その信用情報だが、実は本人または代理人からの請求によって内容を確認することができる(信用情報の開示制度)ことはあまり知られていない。そもそも信用情報とは信用情報機関の加盟会員により登録された情報の「集合体」である以上、時には間違った情報が登録されてしまう可能性もある(全く別人の情報があなたの情報として登録されている、既に返済が終了したにも関わらず、その情報が更新されていない、など)。

また登録情報については原則本人より誤情報である旨の申し出がなければ修正されることはないので、

たとえ間違った情報であったとしても「正しい情報」として登録・利用され続けてしまうことになってしまう。

万が一あなたの信用情報がこのような事態に陥っている場合、クレジットカード等の審査が通らなくなる可能性もあるので、気になる方はぜひ信用情報の開示申込みをしてみるとよい。なお開示の方法については各信用情報機関(JICC、CIC、全国銀行個人信用情報センター)で異なるのでホームページ等で確認してほしい。

氏名や生年月日があなたの存在を証明する大切な情報であるように、信用情報はあなたの返済履歴(クレジットヒストリー)や「信用力」を他者に対して客観的に証明できる唯一の、そして非常に大切な個人情報である。最近ではスマートホンの普及もあり、ネットショッピングなどの決済にクレジットカードを利用する人も増えてきている。信用情報の誤登録が理由

でクレジットが利用できないということにならないよう、まずは一度、あなた自身の信用情報がどのように登録されているか確認してみたいと思う。

日本ファイナンス有限会社
下関店 店長
松原 剛

AFP(日本FP協会認定)

TEL083-234-3544

<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評がある、消費者金融のプロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。

